

# 入札公告（説明書）

令和3年5月21日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 水口 和之

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

なお、本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

また、本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

## 第1 基本事項（調達手続の概要）

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 1-1.  | 契約件名（工事名）  | 北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事  |
| 1-2.  | 契約責任者      | NEXCO 東日本 新潟支社長 水口 和之  |
| 1-3.  | 契約担当部署     | NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1<br>(電話) 025-241-5116<br>(Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp |
| 1-4.  | 競争契約の方法    | 条件付一般競争入札  |
| 1-5.  | 競争参加資格の確認  | 事前審査方式（通知型）  |
| 1-6.  | 入札の方法      | 電子入札   |
| 1-7.  | 落札者の決定方法   | 総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型）   |
| 1-8.  | 入札前価格交渉の有無 | 有  |
| 1-9.  | 工事費内訳書の提出  | 必要 … 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと  |
| 1-10. | 入札保証       | 不要   |
| 1-11. | 履行保証       | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと  |
| 1-12. | 契約書の作成     | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと   |

### 1-13. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- |                |   |
|----------------|---|
| ① 入札公告（説明書）    | 本書<br><a href="https://www.e-exco.co.jp/bids/public_notice/search_service">https://www.e-exco.co.jp/bids/public_notice/search_service</a> |
| ② 標準契約書案       | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【施設工事契約書】を使用すること               |
| ③ 入札者に対する指示書   | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【電子入札】を使用すること                  |
| ④ 共通仕様書        | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【特記仕様書記載の共通仕様書】を使用すること         |
| ⑤ 特記仕様書        | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/</a>   |
| ⑥ その他契約（発注用）図面 | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/</a>   |

等

- ⑦ 金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
  - ⑧ 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1-1 のとおり
  - ⑨ 入札書 電子入札システムの様式のとおり
  - ⑩ 工事費内訳書 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、**別表 1『契約手続き日程』** のとおり

## 第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

### 2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 北陸自動車道 自) 富山県下新川郡朝日町月山（朝日 I C）  
至) 新潟県上越市大字富岡（上越 I C）
- (2) 工事内容 本工事は、トンネル照明設備の更新を行うものであり、これに伴う据付、配管、配線、既設設備の撤去及び試験調整を行うものである。
- (3) 工事概算数量 トンネル照明設備（更新） 11 km
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 900 日間

### 2-2. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者の示した工事着手期限までの間で、受注者の工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこ

と)の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、工事種別「電気工事」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該工事種別に係る『等級 A』の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事 a) 及び b) 全ての施工実績を有すること。ただし、a) 及び b) の施工実績は、同一工事において有する必要はない。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事 : a) 延長1000m以上の道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。なお、延長1000m以上とはトンネル照明を設置した最大のトンネルチューブ延長とする。 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可。路肩規制・ランプ規制は不可。）
---

なお、総合評価における技術評価点（下記 4-2. (1)及び 4-3. (1)に示す評価項目「同種工事の工事成績」）については上記同種工事 a) の施工実績を対象とする。

また、本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

さらに、工事成績評定点合計（以下、「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 30 年度・令和元年度に完成した NEXCO 東日本における「電気工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
  - 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

・令和 2 年度 保全点検業務等（北陸自動車道 道路照明設備設計業務）

（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟）

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）にお

いて、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

・令和3年度 保全点検業務等

(受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟)

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1〔1〕「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 【役員 の 定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

#### 【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

### 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。**ただし、「災害時の協力実績」については、申請書提出時に証明する書類を添付すること。**

申請書（様式）		記載事項	
競争参加資格確認申請書〔様式1-1〕		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと	
技術資料の提出について〔様式1-2〕		必要事項を記載のうえ記名すること	
技術資料 (様式2)	企業に 求める 実績等	企業の同種工事の施工実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
		同一工事種別における表彰実績	平成23年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること
		品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	ISO9001、ISO14001、COHMS又はISO45001の取得状況を記載すること
		災害時の協力実績	平成23年4月1日以降のNEXCO東日本における災害時の協力実績を記載すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

### 3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。また、申請にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

① 提出期間 **別表1『契約手続き日程』**のとおり

② 提出場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法 **電子入札システムにより提出すること。**

※ 申請書類が添付可能な総容量を超える場合など電子入札システムによれない場合は**書留郵便等<sup>(注)</sup>又は電子メール**による提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

**(注) 書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ）**

① **書留郵便等**による提出の場合

作成した申請書を2部（正1部、副1部）、**書留郵便等**により提出すること。

② **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届（「入札者に対する指示書様式」）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス<<ki-r-niigata@e-nexco.co.jp>>に提出すること。

なお、電子メールによる提出の場合は、申請書への押印は省略可能である。ただし、担当者連絡先届により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

- ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」  
なお、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません）

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

### 3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 **別表 1『契約手続き日程』**のとおり

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

## 第 4 総合評価落札方式

### 4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型）とは、「上記 3-3. 競争参加資格確認申請」において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 6-3. 落札予定者の決定に示す。

### 4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は 10 点とする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工事種別における表彰実績は評価しない。

#### (1) 技術資料に関する技術評価点

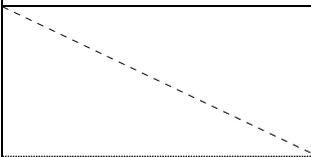
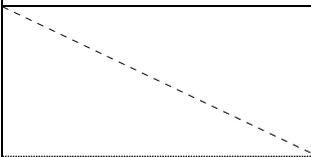
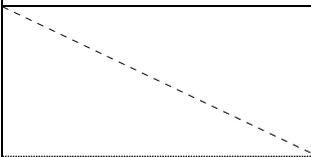
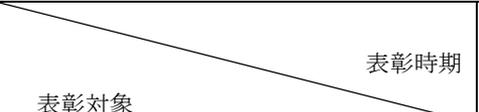
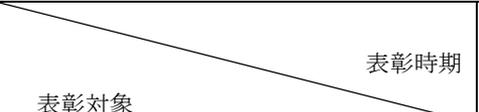
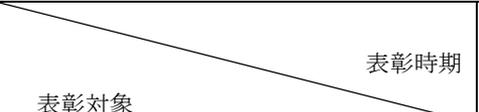
評価項目			配点	
性 施 工 の 円 滑 性 ・ 確 実 性	企業	同種工事の工事成績 〔様式 2〕	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本、中日本、西日本、その他の公的機関における実績	4 点
		同一工事種別における 表彰実績〔様式 2〕	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	2 点

		品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況〔様式2〕	2点	
	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）〔様式2〕	平成23年4月1日以降のNEXCO東日本における実績	2点
			技術評価点（満点）	10点

#### 4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準																								
施 工 の 確 実 性	企業	同種工事の工事成績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。            工事成績評価の対象とする同種工事：延長 1000m以上の道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。なお、延長 1000m以上とはトンネル照明を設置した最大のトンネルチューブ延長とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <math display="block">\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事实績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 a}</math>           (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)         </td> </tr> <tr> <td colspan="3">           係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td>同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0~4 点</td> </tr> <tr> <td>① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の発注工事</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事实績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td>③上記①②に該当しない</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準		評価点	$\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事实績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期				同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合	0~4 点	① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の発注工事	1.0	0.5	② 同種工事实績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25	③上記①②に該当しない	0.0	
	評価基準		評価点																								
$\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事实績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																											
係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期																											
	同種工事实績の受渡しが平成28年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降である場合	0~4 点																								
① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の発注工事	1.0	0.5																									
② 同種工事实績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25																									
③上記①②に該当しない	0.0																										
企業	同一工事種別における表彰実績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準 / 評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">            表彰対象         </td> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が平成28年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準 / 評価点			 表彰対象	表彰時期	表彰日が平成28年4月1日以降である場合	表彰日が平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日																
評価基準 / 評価点																											
 表彰対象	表彰時期	表彰日が平成28年4月1日以降である場合	表彰日が平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日																								

#### ◇留意事項

- ① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。
- ② 平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。
- ③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。
- ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。

評価項目		評価基準		
				以降である場合
		① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績	2点	1点
		② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績	1点	0.5点
		③ 上記①②に該当しない	0点	
		<p>◇留意事項</p> <p>① 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p> <p>③ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀（優良）工事、品質管理優秀（優良）工事、コスト削減優秀（優良）工事、工程管理優秀（優良）工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理奨励工事、地域貢献奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p>		
企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
		評価基準		評価点
		品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS又はISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点
	左記のマネジメントシステムを1つ取得している		1点	
	左記のマネジメントシステムを取得していない		0点	
		<p>◇留意事項</p> <p>①当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p>		
施工の円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	
			評価基準	
			① NEXCO 東日本への平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合	2点
			② NEXCO 東日本への平成28年3月31日以前でかつ平成23年4月1日以降の災害協力実績である場合	1点
			③ 災害協力実績がない。又は平成23年3月31日以前の災害協力実績である場合	0点
		<p>◇留意事項</p> <p>①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。</p> <p>②災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p>		

評価項目		評価基準
		<p><b>③NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。</b></p> <p>④既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>⑤NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>⑥経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p>

## 第5 入札前価格交渉方式

### 5-1. 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項

- (1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する交渉対象項目に係る見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。交渉対象項目は、金抜設計書に記載のとおりとする。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の一般管理費を除く全ての内訳項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な上位3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者を、3者を超えて選抜した場合は選抜した入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。
- なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3者を超えて選抜交渉対象者を選抜する可能性がある。
- (3) 入札者は、一般管理費を除く全ての内訳項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ①見積書提出期限 **別表1『契約手続きの日程』**のとおりとする。  
 ②見積書提出場所 上記1-3. 契約担当部署  
 ③見積書提出方法 **書留郵便等又は電子メール**（提出期限までに必着）

**書留郵便等又は電子メール**による提出方法は上記3-3. (1) ③の①又は②の提出方法と同じとし、下記④の提出書類を提出すること。

なお、入札者に対する指示書 [16] [2] に該当し、申請書を**書留郵便等**により提出する場合にあっては、見積書は、申請書と同時に提出することとし、「申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。

- ④提出書類 **書留郵便等**の場合  
 i) 見積書データ（様式3、様式4（別紙含む））を出力した書面  
 ii) 見積書データ（様式4（別紙含む）：Microsoft Excel 形式）を保存した CD-R 等  
**電子メール**の場合  
 i) 見積書データ（様式3、様式4（別紙含む）：PDF 形式）  
 ii) 見積書データ（様式4（別紙含む）：Microsoft Excel 形式）

#### ⑤選抜交渉対象者にかかる通知

選抜交渉対象者の該当・非該当は、見積書を提出した全ての入札者に書面で通知する。選抜交渉対象者だけでなく、選抜交渉対象者に選抜されなかった入札者も、入札書の提出等以後の入札手続きに参加できる点に留意すること。

- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後、**別表1『契約手続き日程』**のとおり予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式4（別紙含む））の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。  
ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取り消しを行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての選抜交渉対象者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回程度とする。また、2回目以降を行う場合は、対面若しくは電子メール又は電話（以下「電子メール等」という。）により行う。なお、電子メール等は、NEXCO 東日本から申請書に記載された選抜交渉対象者の担当者又は担当者連絡先届に記載された担当者宛に行う。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場又は電子メール等において確認を行うものとする。
- (8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書（様式3及び4（別紙含む））を、次に示すとおり提出しなければならない。  
また、入札前価格交渉によっても見積書（様式3及び4（別紙含む））から変更が生じない場合も同様とする。
- |             |   |
|-------------|---|
| ① 最終見積書提出期限 | 下記「6-2. 入札及び開札執行」①に示す入札書の提出期限に同じ                  |
| ② 最終見積書提出場所 | 下記「6-2. 入札及び開札執行」①に示す入札書の提出場所に同じ                  |
| ③ 最終見積書提出方法 | 上記(3)④提出書類と同様に <b>最終見積書のみ書留郵便等又は電子メールで提出すること。</b> |
- なお、入札者に対する指示書 [16] [2] に該当し、入札書類を**書留郵便等**で提出する場合は、「最終見積書」と「入札書類」を別の封筒に封かんし、一つの封筒により提出すること。  
※最終見積書を封かんした封筒には「最終見積書在中」と記載すること。
- (9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (10) **選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。**
- (11) 入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (12) 見積書又は最終見積書においてNEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

## 第6 入札・開札・落札予定者の決定

### 6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 入札書             | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと   |
| ② 単価表             | 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと<br><b>※Microsoft Excel データを添付すること</b> |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと   |

## 6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- |            |  |
|------------|--|
| ① 入札書の提出期限 | <b>別表1『契約手続き日程』</b> のとおり                           |
| ② 入札書の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署のとおり                                 |
| ③ 入札書の提出方法 | <b>電子入札システム</b><br>※入札者に対する指示書 [16] から [20] を参照のこと |
| ④ 開札執行日時   | <b>別表1『契約手続き日程』</b> のとおり                           |
| ⑤ 開札執行場所   | 上記 1-3. 契約担当部署のとおり                                 |

## 6-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

- ① 評価値（100点）＝価格評価点（90点）＋技術評価点（10点）  
 ② 価格評価点（配点10点＋定数80点）… 次に示す算式により算定する。  
 価格評価点（配点10点＋定数80点）＝式A×0.5＋式B×0.5  
 なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

(式A)

$$\text{式A} = \text{価格評価点の配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点＋定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では80点とする。
3. 式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

(式B)

$$\text{式B} = \text{価格評価点の配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点＋定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では80点とする。
3. 式Bは小数点4位以下は切り捨てとする。

③ 技術評価点（配点10点）… 上記 4-3. (1) に示す評価基準により算定する。

(3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下、「**証明書類**」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 証明書類の提出期限 | 提出依頼の翌日から7日以内（休日を含まない）に速やかに提出すること。  |
| ② 証明書類の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署のとおり  |
| ③ 証明書類の提出方法 | <b>書留郵便等又は電子メール</b> により提出すること。<br><b>書留郵便等</b> により提出する場合は書面、 <b>電子メール</b> の場合はPDF |

形式により提出すること。

なお、証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

ただし、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。

#### ④ 証明書類の内容

技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

### 6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

## 第7 その他

### 7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 **別表1『契約手続き日程』**のとおりとし、行政機関の休日を除く毎日16時まで

② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり

③ 受付方法 質問書面(別紙質問書様式)を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること(受付期間内に必着のこと)。

普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-R等も提出すること。

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する

[https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。  
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

### 7-4. 支払条件

- (1) 前金払 : 請負代金が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は請負契約書第 35 条第 1 項に基づき前金払いの請求をすることができる。
- (2) 部分払 有 : 請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

### 7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書記載のとおりとする。

### 7-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書 26 条 5 項 (単品スライド) 及び同条第 6 項 (インフレスライド) について適用する。

### 7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

### 7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる (最大 10 点)。

また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

### 7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号) に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について (改正)」(平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号) に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局 (総合政策局を含む) 建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

### 7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできな

い。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### 7-11. 閲覧資料

指示書 [7] ②に示す閲覧資料の有無：無

以 上

## 技術資料作成説明書（技術資料様式）

### 1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。申請書の受理後は、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません。）

なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

**ただし、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に提出するものとする。**

番号	様式内容
様式1-1	競争参加資格確認申請書
様式1-2	技術資料の提出について
様式2	技術資料

・提出期限日 令和3年6月14日（月）16時まで

### 2. 様式のデータファイル提供について

様式2（技術資料）については、xlsx形式（Microsoft社の「Excel2007」以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

### 3. 申請書等の提出方法

申請書は、下記に示すファイル形式、ファイル名称により保存したデータを添付し、**電子入札システムにより提出すること**。（「災害時の協力実績」に関する証明資料はPDF形式とする。）

番号	様式内容	データファイル名	作成ファイル名	作成サイズ
様式1-1	競争参加資格確認申請書	PDF形式	様式1-1_申請書（会社名）	A4
様式1-2	技術資料の提出について	PDF形式	様式1-2_技術資料の提出について（会社名）	A4
様式2	技術資料	<b>xlsx形式</b>	様式2_技術資料（会社名）	A3
	証明資料【災害時の協力実績がある場合】	PDF形式	様式2_技術資料（災害時の協力実績）	A4

なお、申請書が添付可能な総容量を超えた場合は、入札者に対する指示書[9][2]及び下記に従い**書留郵便等又は電子メールにより提出すること**。

#### ①書留郵便等の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて各様式を紙に印刷し、提出すること。  
提出部数は2部（正1部、副1部）とする。

なお、**様式2についてはxlsx形式で作成したデータファイルをCD-R等で提出すること**。

#### ②電子メールの場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により、**様式1-1、1-2をPDF形式、様式2をxlsx形式で作成し**、保存したデータを添付のうえ提出すること。

**なお、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に PDF 形式で提出するものとする。**

また、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 5]）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス《[ki-r-niigata@e-nexco.co.jp](mailto:ki-r-niigata@e-nexco.co.jp)》に提出すること。

また、電子メールによる提出の場合は、申請書への押印の省略が可能である。ただし、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 5]）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

#### 4. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 企業の同種工事の施工実績

平成 18 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した下記同種工事全ての施工実績を有すること。		
同種工事	<p>a) 延長1000m以上の道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。なお、延長1000m以上とはトンネル照明を設置した最大のトンネルチューブ延長とする。</p> <p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において、交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可。路肩規制・ランプ規制は不可。）</p>	
記載上の注意事項	<p>①平成 18 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ 1 件記載すること。 a) 及び b) の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。 イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>
証明資料	<p>①当該工事の実績が確認できるコリンズの工事実績の「登録内容確認書」の写しを添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>③施工実績が平成 18 年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合は、評定点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、入札公告 1-3. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等又は電子メールにより提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>

(2) 表彰実績

記載上の注意事項	<p>① 平成 23 年 4 月 1 日以降（表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。）で工事種別「電気工事」に属する工事において、NEXCO 東日本からの社長表彰、優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰の実績がある場合に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>②社長表彰又は支社長による功労表彰の場合は、工事種別は問わない。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>③表彰が支社安全協議会であって表彰者が支社長（又は副支社長）の場合は支社長表彰と同等として、表彰が新潟支社管内の事務所安全協議会の場合は事務所長表彰と同等として評価する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>④表彰実績を「有」とした場合は、表彰年月日、表彰種別、表彰機関、工事名、工事種別を記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑤経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が表彰実績を有する場合は「有」として申請することができる。</p>	<input type="checkbox"/>

資料 証明	①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は評価しない。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。	□
-------	--	---

(3) 品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

記載上の注意事項	①本工事の施工を担当する部署が、取得しているマネジメントシステム（品質管理、環境、労働安全衛生）の対象部署であって、かつ、本工事の施工にあたり、取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が有効である場合は「取得数」を記載し、それ以外は「無」と記載すること	□
	②マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、そのマネジメントシステム取得数、取得内容を記載すること。	□
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者がマネジメントシステムを有する場合は「有」として申請することができる。	□
資料 証明	①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。	□

(4) 災害時の協力実績

記載上の注意事項	①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	□
	②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	□
	④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	□
資料 証明	①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しを添付すること。 <b>なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。</b>	□

以上

## 様式一覧表

様式番号	様式名
様式 1-1	競争参加資格確認申請書
様式 1-2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料
様式 3	見積書の提出
様式 4	見積書（工事費内訳書）

# 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

仕入先コード (注1) :

住所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

令和 3 年 5 月 21 日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。なお、同条第 4 項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者 (以下、「受注者等」という。) として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。(注 2)
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について・・・様式 1-2

注 1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

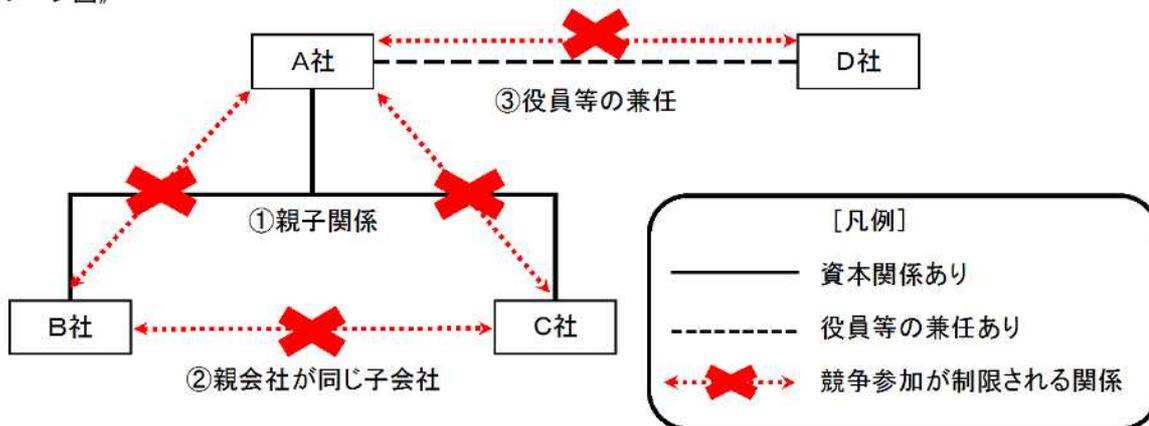
注 2) 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

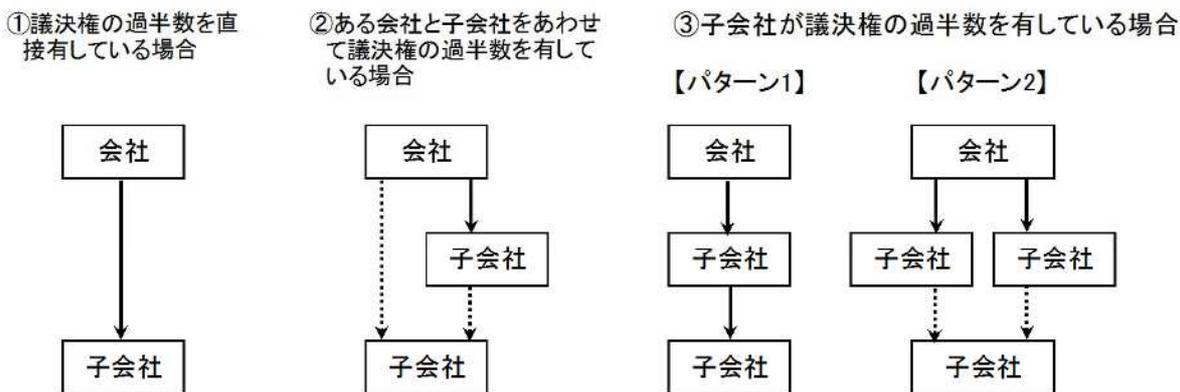


○子会社と親会社の関係(例)

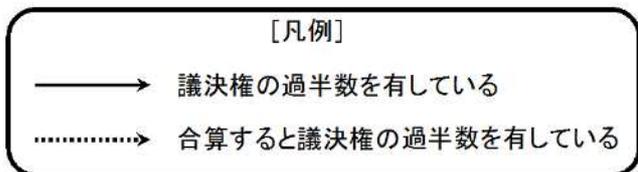
ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。



(様式 1-2)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

### 技術資料の提出について

令和 3 年 5 月 21 日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

### 記

1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

以 上

# 技術資料(総合評価落札方式・工事実績評価型)

工事名	北陸自動車道 業師トンネル照明設備更新工事
会社名	〇〇〇株式会社

提出日	令和〇年〇月〇日
-----	----------

様式2

競争参加資格審査基準【企業】				
審査項目	基準	確認	結果	
企業評価 平成18年度以降の同種工事の施工実績	同種工事① 延長1000m以上の道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。なお、延長1000m以上とはトンネル照明を設置した最大のトンネルチューブ延長とする。	実績あり 適	<input type="checkbox"/>	適・不適
	同種工事② 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において交通規制(車線減少)を実施した工事(片側交互通行規制は可。路肩規制・ランプ規制は不可。)	実績あり 適	<input type="checkbox"/>	
	同種工事③ トンネル照明設備更新工事	実績なし 不適	<input type="checkbox"/>	
	同種工事④ トンネル照明設備更新工事	実績なし 不適	<input type="checkbox"/>	

競争参加資格審査基準【工事実績等】			
審査項目	基準	確認	結果
工事実績等 平成30年度・令和元年度に完成したNEXCO東日本における「電気工事」の工事実績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	ない 不適	<input type="checkbox"/>	適・不適
平成30年度 00点 (00件)	令和元年度 00点 (00件)	ある 不適	

競争参加資格審査結果	適・不適
------------	------

## 総合評価—技術評価

同種工事の工事実績(企業)				
評価対象同種工事		電気工事	確認	結果
評価基準 / 評価点				
評価点=配点×(同種工事実績の工事実績評価点-70)/20×係数a				
評価点は小数第4位以下を切り捨てとする				
係数a 同種工事の発注機関及び受け渡し時期				
イ) 同種工事実績の受渡しが平成28年4月1日以降		<input type="checkbox"/>		評価点算出 P= x (-70) / 20 x a [ ] 点
ロ) 同種工事実績の受渡しが平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降		<input type="checkbox"/>		
発注機関 / 受渡時期		イ) <input type="checkbox"/>	ロ) <input type="checkbox"/>	
①同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事		1.0	0.5	
②同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事		0.5	0.25	
③上記①、②に該当しない		0		

マネジメントシステムの取得状況			
評価基準 / 評価点	確認	結果	
品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)、または、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS又はISO45001)の取得状況	①左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	<input type="checkbox"/>
	②左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点	<input type="checkbox"/>
	③左記のマネジメントシステムを取得していない	0点	<input type="checkbox"/>

同一工事種別等における表彰実績等			
評価基準 / 評価点	確認	結果	
イ) 表彰日が平成28年4月1日以降	<input type="checkbox"/>		点
ロ) 表彰日が平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降	<input type="checkbox"/>		
表彰対象 / 表彰時期	イ) <input type="checkbox"/>	ロ) <input type="checkbox"/>	
①社長表彰(工事種別を問わない)、北海道・東北・関東・新潟支社支社長による優秀工事等の表彰実績	2点	1点	
②北海道・東北・関東・新潟支社管内の事務所長による優秀工事等の表彰実績、及び功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1点	0.5点	
③上記に該当しない		0点	

災害時の協力実績			
評価基準 / 評価点	確認	結果	
①平成28年4月1日以降のNEXCO東日本の災害協力実績	2点	<input type="checkbox"/>	点
②平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降のNEXCO東日本の災害協力実績	1点	<input type="checkbox"/>	
③災害協力実績がない。又は平成23年3月31日以前のNEXCO東日本の災害協力実績	0点	<input type="checkbox"/>	

技術評価点	点
-------	---

## 企業に求める実績等の記載欄

申請項目	申請書記載欄	確認	備考
工事名称等	工事名	<input type="checkbox"/>	記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(1)による。また、「項目」中(※)の付されている事項は、該当するものを○で囲むこと。
	コリス登録番号	<input type="checkbox"/>	
	工事場所	<input type="checkbox"/>	
	契約金額	<input type="checkbox"/>	
	工期	<input type="checkbox"/>	
	発注者名	<input type="checkbox"/>	
	工事成績	00点 <input type="checkbox"/>	
	受注形態等(※)	単体 / 共同企業体 <input type="checkbox"/>	
	共同企業体の場合	協定方式(※): 甲 / 乙 <input type="checkbox"/>	
		出資比率: 00%(○)建設00% <input type="checkbox"/>	
工事種別等	工法・規模・寸法	<input type="checkbox"/>	記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(1)による。また、「項目」中(※)の付されている事項は、該当するものを○で囲むこと。
	工事名	<input type="checkbox"/>	
	コリス登録番号	<input type="checkbox"/>	
	工事場所	<input type="checkbox"/>	
	契約金額	<input type="checkbox"/>	
	工期	<input type="checkbox"/>	
	発注者名	<input type="checkbox"/>	
	工事成績	00点 <input type="checkbox"/>	
	受注形態等(※)	単体 / 共同企業体 <input type="checkbox"/>	
	共同企業体の場合	協定方式(※): 甲 / 乙 <input type="checkbox"/>	
	出資比率: 00%(○)建設00% <input type="checkbox"/>		
工事種別等	工法・規模・寸法	<input type="checkbox"/>	記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(3)による。
	取得数	取得数 ____、無 <input type="checkbox"/>	
表彰実績	取得内容	ISO9001・ISO14001・COHSMS・ISO45001 <input type="checkbox"/>	記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(2)による。
	実績の有無	有 / 無 <input type="checkbox"/>	
	表彰年月日	H00.00.00 <input type="checkbox"/>	
	表彰種別	優秀工事 <input type="checkbox"/>	
	表彰機関	東日本高速道路(株)〇〇支社 <input type="checkbox"/>	
災害時の協力実績	工事名	〇〇自動車道 〇〇工事 <input type="checkbox"/>	記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(4)による。
	工事種別	〇〇 <input type="checkbox"/>	
	実績の有無	有 / 無 <input type="checkbox"/>	
	工事名	〇〇自動車道 〇〇地区災害対応復旧 <input type="checkbox"/>	
	発注者名	東日本高速道路(株)〇〇支社 〇〇工事事務所 <input type="checkbox"/>	
工事種別等	工期	H00.00.00 ~ H00.00.00 <input type="checkbox"/>	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇 <input type="checkbox"/>	

## 記載上の注意事項

- ①本様式において申請者が記載するのは黄色着色欄のみである。  
申請書記載欄
- ②本様式のピンク色の着色欄は当社にて使用するので加筆・修正・削除は行わないこと。  
NEXCO東日本使用欄
- ③本様式は必要事項の記載後はxlsxファイルとなるように作成(変換)すること。なお、紙印刷する場合の標準設定は以下のとおり。  
(参考) 設定例 マイクロソフトエクセル2007の「ページ設定」において  
ページ設定 印刷方向 横 / 縮尺 ●% / 用紙サイズ A3 / 印刷品質 300dpi  
余白設定 上 1.0cm / 下 1.0cm / 左 2.5cm / 右 0.5cm
- ④本様式で求める添付書類についてはPDF形式で作成すること。

## 見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合、上記を「最終見積書の提出」として下さい】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 水口 和之 殿

仕入先コード (注1)

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

令和3年5月21日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事」に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書 (様式4 (別紙含む)) (CD-R 等含む)

当初見積書

工事名) 北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事

\* 図面、特記仕様書を熟読の上、単価を記載すること。

\* 本書式記載の項目は全て交渉対象とする。

会社名

名称	単位	数量	単価	金額 A=①+②+③+④	備考	①材料費		②労務費	③機械器具費		④その他
						(機器製作費)	(材料費)	(労務費)	(機械賃料費)	(機械損料費)	
<b>【諸経費】(一般管理費除く)</b>											
共通仮設費	式	1			内訳は別紙1による						
現場管理費	式	1			内訳は別紙1による						
小計					共通仮設費、現場管理費の計						
<b>【直接工事費】</b>											
名立トンネル(上り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネルトンネル照明制御設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)輝度計設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)輝度計設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)接続道路照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)接続道路照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)避難誘導設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)避難誘導設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)配電設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)配電設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネルトンネル照明制御設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(上り線)輝度計設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
名立トンネル(下り線)輝度計設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネルトンネル照明制御設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)輝度計設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)接続道路照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)接続道路照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)避難誘導設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)避難誘導設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)配電設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)配電設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(上り線)輝度計設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
花立トンネル(下り線)輝度計設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)トンネル照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)接続道路照明設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)避難誘導設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)配電設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネルトンネル照明制御設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)輝度計設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)仮設対策工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル 雪水対策設備工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(上り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						
薬師トンネル(下り線)トンネル照明設備撤去工事費	式	1			内訳は別紙2による						



【記入上の注意事項】	【金額内訳（材料費・労務費・機械器具費）の注意事項】
<input type="checkbox"/> ①本見積書の条件は、設計図書のとおりとする。	直接工事費の工程ごとに材料費・労務費・機械器具費・その他について分けて記載し、
<input type="checkbox"/> ②交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」と記入すること。	「金額A」と「①材料費+②労務費+③機械器具費等+④その他」が一致することを確認すること。
<input type="checkbox"/> ③最終見積書提出時の添付書類は交渉において提出を確認した資料を添付すること。	・「材料費」には、機器製作費と材料を分けてそれぞれ合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ④一般管理費を除く全ての項目を交渉対象とする。	・「労務費」には、労務費の合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ⑤様式4の項目を変更しないこと。	・「機械器具費」には、機械損料と機械賃料を分けてそれぞれ合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ⑥消費税及び地方消費税を含まない旨を明記すること。	・「その他」には、上記以外の金額があれば記載する。
<input type="checkbox"/> ⑦納入場所における工場原価、現地着価格（一般管理費等諸経費は含まず）とする。	
<input type="checkbox"/> ⑧現地着価格は、工場原価＋運搬費とし、試験調整・据付費を含めずに算出とする。	
<input type="checkbox"/> ⑨週休2日にかかる費用は含めないものとする。	
【根拠書類】	
<input type="checkbox"/> ①様式4に記載した価格の内訳を示す「別紙1 諸経費内訳書」及び「別紙2 見積項目内訳書」を作成し、 本見積書と併せて提出すること。	
<input type="checkbox"/> ②見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を求められた場合は速やかに提出すること（様式自由）	
【直接工事費】	
a) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合、過去の類似工事において工事内容が判断できる	
i) 契約書類等の写し	
ii) 施工実態調査に類する歩掛が判断できる書類の写し	
iii) 資金台帳等支払いを証する書類の写し	
b) 施工費用の算出に用いた積算基準、施工歩掛基準、または下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合、取引先からの 当該工事内容に関する見積書の写し	
c) 自社保有の資材を使用する予定の場合は、保有していることを証する書類の写し	
d) 資材を購入する予定の場合取引先からの当該資材に関する見積書の写し	
【製 作】	
a) 当該機器等を自社で製作する場合	
i) 当社が設計図書に示した仕様書等を満足することがわかる資料の写し（過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能）	
ii) 見積書に記載された価格の内訳に関する資料	
b) 当該機器等を他社から納入する場合	
i) 当社が設計図書に示した仕様書等を満足することがわかる資料の写し（過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能）	
ii) 取引先からの当該資料に関する見積書の写し	
【諸経費】	
A) 共通仮設費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など	
B) 現場管理費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など	
C) 諸経費は、「NEXCO公表積算基準」や「公共建築工事共通費積算基準(国土交通省 大臣官房 官庁営繕部)」等に基づき、諸経費率を用いた 算出も可能とする。	
諸経費率を用いて算出している場合は、別紙1 諸経費内訳書にその旨を明記するものとする。	
チェック欄を有効に活用し、必要書類が未添付とならないよう注意してください	

【別紙1 諸経費内訳書】

北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事 入札前価格交渉 諸経費内訳書

	見積書	
	計上金額	積上根拠
<b>共通仮設費</b>		
運搬費		
準備費		
事業損失防止施設費		
安全費		
役務費		
技術管理費		
営繕費		
小計		
<b>現場管理費</b>		
労務管理費		
安全訓練等に要する費用		
租税公課		
保険料		
従業員等給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
交際費		
補償費		
外注経費		
工事登録費用		
雑費		
小計		
合計		

【別紙2 見積項目内訳書】

見積項目内訳書は、様式4の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算上にあたり、見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。

工事名:北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事

Table with columns: 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 単位, 数量, 原単, 金額, 備考, (1)材料費 (機器製作費), (2)労務費 (労務費), (3)機械器具費 (機械機料費), (4)その他. The table lists detailed items for tunnel lighting equipment, including materials like lamps and cables, labor, and machinery costs.



































### 質問書様式

契約件名	北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事	に係る問合せ
質問期限	令和 3 年 7 月 13 日 火曜日 16 時 00 分まで	
注意事項	<p>黄色着色個所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 書留郵便等の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録した CD-R 等も併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。(受信メールアドレス: ki-r-niigata@e-nexco.co.jp)</p>	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び F A X 番号	(電 話)	電子メール		
	(F A X)			

質問 番号	資料の種類	ページ	章の 番号等	質 問 事 項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

## 契約手続き日程

契約件名		北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事
契約責任者	役職名	新潟支社長
	氏名	水口 和之
契約担当部署	郵便番号	〒950-0917
	住所	新潟県新潟市中央区天神1-1
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
	電話番号	025-241-5116
	Mail	ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所		NEXCO東日本 新潟支社 会議室
入札公告日		令和3年5月21日 (金)
①	審査基準日 (入札公告3-1. 関係)	令和3年6月14日 (月)
②	契約図書の配布期間 (入札公告1-13. 関係)	令和3年5月21日 (金) から 令和3年6月14日 (月) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (入札公告7-2. 関係)	令和3年5月21日 (金) から 令和3年7月13日 (火) 16時00分まで 質問書面(質問書様式)を書留郵便等 <sup>(注)</sup> 又は電子メールにより行政機関の休日を除く 毎日16:00までに提出すること。
④	質問に対する回答期間 (入札公告7-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日除く。)
⑤	競争参加資格確認申請書 の提出期間 (入札公告3-3. 関係)	令和3年5月21日 (金) から 令和3年6月14日 (月) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[9][2] (6)に示すとおり提出書類を書留郵便等 <sup>(注)</sup> 又は電子メールにより提出すること。
⑥	競争参加資格確認結果通知日 (入札公告3-4. 関係)	令和3年7月1日 (木) を予定
⑦	競争参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限日 (入札公告3-4. 関係)	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内(休日除く。)
⑧	見積書の提出期限 (入札公告5-1. 関係)	令和3年6月14日 (月) 16時00分 書留郵便等 <sup>(注)</sup> 又は電子メールにより提出すること。
⑨	入札前価格交渉期間 (入札公告5-1. 関係)	令和3年7月5日 (月) から 令和3年7月16日 (金) までを予定

## 契約手続き日程

契約件名	北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事
⑩ 最終見積書提出期限 (入札公告5-1. 関係)	<p style="text-align: center;">令和3年7月21日 (水) 16時00分</p> <p><b>書留郵便等<sup>(注)</sup>又は電子メール</b>により提出すること。</p>
⑪ 入札書の提出期限 (入札公告6-2. 関係)	<p style="text-align: center;">令和3年7月21日 (水) 16時00分</p> <p><b>電子入札システム</b>により提出すること。(※電子メール不可)</p> <p>入札者に対する指示書【電子入札】 [12] から [17] を確認のうえ、次の提出書類を添付し提出すること。</p> <p>提出書類：<b>単価表(Microsoft Excel形式)、総合評定値通知書(写し:PDF形式)</b></p> <p>※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [16] [2] 及び [17] [2] に示すとおり提出書類を<b>書留郵便等<sup>(注)</sup></b>により提出すること。          ※入札保証を必要とする場合、入札ポンド(原本)を別途、<b>書留郵便等<sup>(注)</sup></b>により提出すること。</p>
⑫ 開札日時 (入札公告6-2. 関係)	令和3年8月20日 (金) 13時30分

(注)

「**書留郵便等**」とは、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項)のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

**※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受け付けません。**

※令和3年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

# 北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事

## 工事工程表(概算工程表)

- ・この概略工事工程表は、入札参加者の適正かつ迅速に資するための資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。
- ・概略工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、当該工事の競争参加者は施工条件等を十分配慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- ・この概略工事工程表の内容に関する質問は受け付けない。

令和3年5月

東日本高速道路(株)  
上越管理事務所

工事工程表(概略工程表)  
 工事名)北陸自動車道 薬師トンネル照明設備更新工事

工種	単位	数量	令和3年度												令和4年度												令和5年度												備考		
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月								
余裕期間	式	1																																							60日間
準備工	式	1																																							
材料承諾等	式	1																																							
材料手配	式	1																																							
冬季休止期間	式	1																																						特記仕様書1-7-2に記載	
現地工事																																									
名立トンネル(上り)	式	1																																							
花立トンネル(上り)	式	1																																							
薬師トンネル(上り)	式	1																																							
正善寺トンネル(上り)	式	1																																							
春日山トンネル(上り)	式	1																																							
名立トンネル(下り)	式	1																																							
花立トンネル(下り)	式	1																																							
薬師トンネル(下り)	式	1																																							
正善寺トンネル(下り)	式	1																																							
春日山トンネル(下り)	式	1																																							
後片付け	式	1																																							
部分使用																																								特記仕様書1-16-11に記載	
交通規制抑制期間																																								年末年始、GW、お盆、SW 特記仕様書1-7-11に記載	

この概略工事工程表は、入札参加者の適正かつ迅速に資するための資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。  
 したがって概略工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、当該工事の競争参加者は施工条件等を十分配慮して、仮設、  
 施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。  
 また、この概略工事工程表の内容に関する質問は受け付けない。